

林業就業促進資金について

1.概要

新たに林業に就業しようとする人や新たに林業技術者を雇用しようとする認定事業主に、就業準備や就業研修に必要な資金を無利子で貸し付けを行う制度です。

<資金造成額>

資金造成総額（令和6年3月31日現在）	
貸付勘定	11,626,000円（うち国費相当額 7,748,000円）
業務勘定	127,614円
合計	11,753,614円

特別会計貸付残高（令和6年3月31日現在）	
合計	4,382,000円

2.貸付対象事業

- (1) 就業研修資金
- (2) 就業準備資金

3.貸付対象者

- ・新たに林業に就業しようとする者
- ・新たに林業に就業しようとする者を雇用する認定事業主※

※林業労働力の確保の促進に関する法律第5条の規定により県知事の認定を受けた事業主

4.貸付限度額

- (1) 就業研修資金
 - ・新規就業者 5～15万円/月
 - ・認定事業主 4～12万円/月
- (2) 就業準備資金
 - ・新規就業者 150万円
 - ・認定事業主 120万円

5.償還期間

- (1) 新規就業者 20年以内（うち、据置期間4年以内を含む）
- (2) 認定事業主 13年以内（うち、据置期間4年以内を含む）

6.申請方法

福井県県産材活用課林業戦略グループまでお問合せ・ご相談ください。

電話番号：0776-20-0448